

史跡犬山城跡（犬山城入口ゾーン）便益施設基本設計業務
公募型プロポーザル実施要領提案書等作成要領

（令和 7 年 7 月 7 日）

1 基本事項

本プロポーザルは設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求め設計者を選定するものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は契約後に、犬山城調査整備委員会での意見、文化庁との協議内容等を設計内容に反映させて進めていくため、提案された内容すべてが設計等の条件になるものではない。

2 記入要領及び注意事項

（1）技術提案書について（様式 5－C）

- ア 枚数は全体で A 3 版ヨコ、片面印刷 2 枚以内とする。
- イ 業務の実施方針、取組み体制、特に重視する設計上の配慮事項（遺構の保護、近隣の住環境への配慮等）、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。
- ウ 本プロポーザル（技術提案）のテーマは、次の 3 項目とする。提案にあたっては「史跡犬山城跡整備基本計画(特に第 6 章 整備基本計画)」を参照すること。

A. 史跡整備及び周辺景観との調和に対する考え方

史跡整備内容（堀・土塁の遺構表示）及び周辺景観と建設する便益施設のデザインとの調和に対する考え方について記載する。

B. 便益施設の仕様

整備基本計画 1 5 0 ページ、「c.犬山城入口ゾーン」の整備方針に基づく、便益施設の機能、意匠、室内レイアウト、展示等に対する提案。

ただし、ガイダンス施設ではないため、施設内の展示は最小限度とし、パネル展示、さわれる模型（城内全体模型）設置、解説映像上映程度を想定している。

※本設計業務には、展示物自体の設計は含まない。

C. 整備後のイメージ

整備基本計画 1 6 5・2 3 7 ページの整備計画図を参照して、類似事例の写真、イラスト、ラフスケッチ等により、整備後のイメージをわかりやすく視覚的に表現する。

- エ 提案は文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。文字は読みやすい文字で 1 0 ポイント以上とする。

オ 「C. 整備後のイメージ」を除き、説明文の補足と認められない視覚的表現（イメージ図等での表現があるが、それに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

カ 視覚的表現については、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。また、視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

※参考資料「技術提案における許容される表現と許容されない表現の具体例」を参照すること。

※技術提案において、許容されない視覚的表現があった場合は、事務局で識別できないよう該当箇所を黒塗りする等の加工を行い、審査に諮る。

3 その他

（１）技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とする。

（２）技術提案書提出後においては、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

（３）技術提案書の取り扱い

ア 提出された技術提案書を市の了解なく公表、使用してはならない。

イ 提出された技術提案書は選定を行う作業に必要な場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても市の文書保存期間の終了後に技術提案書及び複製は廃棄する。

ウ 提出された技術提案書及びその複製は、上記イ以外に提案者に無断で使用しないものとする。

（４）技術提案書の作成のために市より受領した資料は、了解なく公表、使用してはならない。